

# 強化育成指定選手規程

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

## (目的)

第1条 パラリンピックを目指す若い世代の選手育成を目的とする。育成指定選手合宿への参加、ユース等対象の国際大会への派遣などの機会をつくとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、スポーツ栄養、メンタル面等を教示し、将来の日本代表選手としての成長を図る。

## (対象)

第2条 強化育成指定選手は、次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」）登録者で毎年1月1日から同年12月31日の期間、満14歳以上23歳以下である者。または24歳以上で当連盟登録期間が3年以内の選手である者。ただし、26歳以上の者は適応しない。
- (2) 世界パラリンピック委員会（以下「IPC」）登録者及び速やかに登録の意思のある者。
- (3) 世界パラ陸上競技連盟（以下「WPA」）公認大会及び当連盟が主催、共催、後援する大会で別表の育成指定選手標準記録を（前年に）突破している者。ただし、その他の（公財）日本陸上競技連盟公認大会で標準記録を突破した場合は、当該大会が日本陸上競技連盟公認大会であることを証明ができる資料及び記録の証明書（リザルト）を添えること。また、2019年以降の申請には、当連盟事務局に対して大会参加申請書及び大会結果報告書の提出が行われていることが必須となるので注意すること
- (4) 当連盟のクラス分け委員会のクラス分けを受けている者。なお、WPAクラス分けを可能な限り速やかに受けること。
- (5) 健康上の問題がなく、陸上競技を行う上で心身ともに適した状態である者。
- (6) アスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得る者。
- (7) 20歳未満の選手は、保護者の同意書を提出し得る者。
- (8) 育成指定選手標準記録を突破してない場合においても、パラリンピック競技の特殊性を考慮し、強化委員会が種目別強化育成指定選手として指名した者。

## (申請手続き)

第3条 強化育成指定選手への申請は次による。

- 1 前年の1月1日～12月31日の記録に基づいて、毎年2月1日から2月末日までに申請書と関係書類等を育成ブロック（指定された場所）に提出すること。

(選考及び決定等)

第4条 強化育成指定選手の取扱いは次による。

- 1 選考は、第2条に定めた項目に基づいて、毎年3月中に審査・決定される。
- 2 審査決定は、申請書等の提出があった後、育成指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）が決定する。なお、選考委員会は「強化指定選手規程」にある選考委員会を以てあてる。
- 3 決定された選手は、強化育成指定選手として認定されるが、その後にメディカルチェック票（健康調査書）及び誓約書等を提出しなければならない。
- 4 育成指定選手認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで有効とする。

(育成指定選手の取り消し)

第5条 第2条で定めた項目を満たさないと判断したとき、また、クラス変更や医学的問題が生じた場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 強化指定選手等の行動規程（違反選手に対する処分）に準ずる。

(活 動)

第6条 当連盟が実施する次の事業に参加できる。

- (1) 育成指定選手合宿
- (2) 当連盟が主催する大会及び研修会、講習会等の行事
- (3) 当連盟が派遣する国際大会（参加条件は大会毎に設定）

(遵守事項)

第7条 育成指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了解を得なければならない。

- (1) 指定された合宿への参加
- (2) 指定された国内大会への出場
- (3) 指定された当連盟行事への参加協力
- (4) 出場大会成績の報告
- (5) 健康など医学的状況変化の報告
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) WPA、当連盟などの規則。

(費用負担)

第8条 費用負担は次による。

- 1 合宿や国際大会にかかる参加出場経費については、原則として強化事業費を充てるが個人負担が必要な場合もある。
- 2 当連盟が推薦し日本パラリンピック委員会が派遣する総合国際大会（パラリンピック、アジアパラ競技大会等）の出場経費は、原則として日本パラリンピック委員会負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

付則

この規程は平成28年2月22日施行

平成28年10月1日 一部改正

平成30年2月1日 一部改正